

南九州市告示第168号

地方税法第20条の2，南九州市税条例第18条，介護保険法第143条，国民健康保険法第78条の規定に基づき，下記のとおり公示送達する。

令和7年10月1日

南九州市長 塗 木 弘 幸

記

1 公示送達する書類

| | | |
|-------|--------------|--------|
| 令和7年度 | 市県民税督促通知書 | (1～2期) |
| 令和7年度 | 固定資産税督促通知書 | (2期) |
| 令和7年度 | 国民健康保険税督促通知書 | (4期) |
| 令和7年度 | 介護保険料督促通知書 | (4期) |

2 公示送達を受ける者の氏名及び住所

別紙のとおり

| | |
|--------------|--------|
| 市県民税督促通知書 | 3人(4件) |
| 固定資産税督促通知書 | 3人(3件) |
| 国民健康保険税督促通知書 | 2人(2件) |
| 介護保険料督促通知書 | 1人(1件) |

3 書類の交付

公示送達する書類は，市税務課で保管し，送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。